- 本様式の12.から17.はマスキング審査に用いられます。12.から17.については、以下の点に留意してください。 ①特定の個人を識別する個人情報(氏名や所属機関等)に関する内容について記述しないでください。
- ②記述する必要がある場合、「研究者氏名」については「研究代表者」、「分担研究者①」、「分担研究者②」等のように、「所属機関」については「A機関」、「B機関」等のように、容易に特定できないよう工夫して記述してください。

こと。

- (7) ⑭は、COI委員会へのCOI管理の申出の有無を記載すること。
- (8) ⑤は、間接経費の要否を記載すること。
- 8. 「5. 研究組織情報」について
 - ・申請者(研究代表者)及び研究分担者(研究代表者と研究項目を分担して研究を実施する者をいう。) について記入すること(研究協力者(研究代表者の研究計画の遂行に協力する者(研究分担者を除く。)をいう。)については記入する必要はない。)。
- 9. 「6. 政府研究開発データベース」について
 - (1)研究代表者及び研究分担者の、性別、生年月日及び府省共通研究開発管理システム (e-Rad) もしくは 文部科学省の科学研究費補助金制度により付与された研究者番号 (8桁の番号)を記入すること。 また、当該研究代表者及び研究分担者ごとに、当該研究の実施に必要とする時間が年間の全勤務時間 (正規の勤務時間以外の勤務時間を含む。)に占める割合を百分率で表した数値 (1未満の端数があると きは、これを四捨五入して得た数値)を、エフォート(%)欄に記入すること。

なお、当該研究についての各研究者の分担割合を記入するものではないので留意すること。

- (2)研究分野及び研究区分の表の研究主分野については別表第1「研究分野コード表」から当該研究の主要な部分の属する研究分野及び研究区分を選択して研究区分番号とともに記入し、研究副分野については、当該研究に関連する分野(最大3つ)を同様に選択して記入すること。
- (3)研究キーワードについては、当該研究の内容に応じ、別表第2「研究キーワード候補リスト」から適切な研究キーワード(最大5つ)を選択してコード番号とともに記入すること。同様に該当するものがない場合は30字以内で独自の研究キーワードを記入すること。
- (4)研究開発の性格については、基礎研究、応用研究又は開発研究のいずれかに「○」を付すこと。
- 10. 「7. 申請者の研究歴等」について
 - (1)申請者の研究歴について、過去に所属した研究機関名、主な共同研究者(又は指導を受けた研究者)、主な研究課題、これまでの研究実績(論文の本数、受賞数、特許権等知的財産権の取得数、研究課題の実施を通じた政策提言)等について記入すること。なお、論文については査読があるものに限る。 (2)発表業績等には、研究代表者及び研究分担者ごとに、それぞれ学術誌等に発表した論文・著書のうち、
 - (2)発表業績等には、研究代表者及び研究分担者ごとに、それぞれ学術誌等に発表した論文・著書のうち、<u>主なもの(過去3年間)を選択し</u>、直近年度から順に記入すること。また、<u>この研究に直接関連した論文</u>・著書については、著者氏名の前に「○」を付すこと。さらに、本研究に直接関連する過去の特許権等知的財産権の取得及び申請状況を記載すること。なお、論文については査読があるものに限る。
- 11. 「8. 厚生労働科学研究費補助金の各研究推進事業に推薦する予定の研究者」について ・申請者が、厚生労働科学研究費補助金の各研究推進事業に推薦を予定している研究者の人数について記 入すること。
- 12. 「9. 他の研究事業等への申請状況」について
 - ・当該年度に申請者が、厚生労働省から交付される研究資金(特例民法法人等から配分されるものを含む。)、 他府省の研究資金、独立行政法人から交付される研究資金及び特例民法法人等から交付される研究資金等へ の研究費の申請を行おうとしている場合について記入すること。
- 13. 「10.研究費補助を受けた過去の実績(過去3年間)」について
 - ・申請者が、過去3年間に厚生労働省から交付される研究資金(特例民法法人等からは配分されるものを含む。)、他府省の研究資金、独立行政法人から交付される研究資金及び特例民法法人等から交付される研究資金等を受けたことがあれば、直近年度から順に記入すること(事業数が多い場合は、主要事業について記入すること。)。
- 14. 「11.補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第1項の規定により補助金等の返還が命じられた過去の事業」について
 - (1) 平成16年度以降に補助金等の返還を命じられたことがあれば、直近年度から順に記入すること。
 - (2) 返還が研究分担者による場合は、その理由を明確に記載すること。
- 15. 「12. 研究の概要」について
 - (1) 「13. 研究の目的、必要性及び特色・独創的な点」から「16. 倫理面への配慮」までの要旨を 1,000字以内で簡潔に記入すること。
 - (2) 複数年度にわたる研究の場合には、研究全体の計画と当該事業年度の計画との関係が分かるように記入すること。